

議案第22号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月25日 提出

北本市長 三宮幸雄

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表固定資産評価審査委員会の項の次に次のように加える。

監査専門委員	日額	18,600円	
--------	----	---------	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。